

公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。

プロポーザル作成に係る業務指示書を各案件の公示において指定する日（小規模と位置付けられている案件については、原則本日）から配布しますので、応募のためのプロポーザル作成に当たっては、同業務指示書に基づき、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612、6613）あてに願います。

注）本公示に係る業務指示書及び配布資料等の配布については、電子データをダウンロードする方法で行います。具体的な配布方法は、当機構HPの調達情報>お知らせ>「業務指示書等の電子配布本格導入について【コンサルタント等契約】」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20130410_01.html）を参照願います。

2013年6月19日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役
理事 小寺 清

【1. プロポーザル提出の資格】

以下のプロポーザル提出の資格には十分ご留意ください。

プロポーザル提出の有資格者（共同企業体を編成する場合の構成員を含む）は、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者に限ります。資格の詳細については、当機構ホームページ「競争参加資格審査」

（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）を参照願います。

会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、プロポーザル提出の資格がありません。

また、機構から「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年10月1日規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている期間中においては、プロポーザル提出の資格がありません。具体的には、以下のとおり取り扱います。

- ・プロポーザルの提出締切日が資格停止期間中の場合、プロポーザルを無効とします。
- ・資格停止期間中に公示され、プロポーザルの提出締切日が資格停止期間終了後の案件については、プロポーザルを受け付けます。
- ・資格停止期間前に、契約交渉相手方として通知されている場合は、当該コンサルタント等との契約手続きを進めます。
- ・契約交渉相手方として通知される前に資格停止期間が始まる案件のプロポーザルは無効とします。

【2. 業務指示書の配布】

業務指示書及び配布資料等の配布については、上記1. に示すプロポーザル提出の有資格者のみに限定します。

平成25・26・27年度全省庁統一資格を有している場合は、業務指示書の配布時に、全省庁統一資格結果通知書（写）及び情報シートを提出願います。なお、既に一度同（写）を機構に提出頂き、機構から「整理番号」を通知されている方については、同番号を提示頂くだけで結構です。

また、平成25・26・27年度全省庁統一資格を有していない場合は、機構の事前資格審査を受けて頂き、その結果通知書（写）に示す「整理番号」を提示願います。事前資格審査は、申請いただいた日から2～3営業日で結果通知させていただきます。

なお、業務指示書に限っては、事前資格審査申請中でも配布させていただきますので、その場合は、申請書の受領書（写）等を提示願います。

詳しくは、機構ホームページ（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）をご確認ください。情報シートの様式も同ページに掲載しております。

【3. 情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとします。本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）

また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。

(http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)

- (1) 公表の対象となる契約相手方 (共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。)
次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。
ア . 当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること
注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。
イ . 当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること
- (2) 公表する情報
契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。
ア . 対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名
イ . 契約相手方の直近3カ年の財務諸表における当機構との取引高
ウ . 契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合
エ . 一者応札又は応募である場合はその旨
- (3) 当機構の役職員経験者の有無の確認日
当該契約の締結日とします。
- (4) 情報の提供
契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

番号： 3 国名：ウクライナ 担当：中東・欧州部
案件名：下水処理場改修事業計画策定支援【有償勘定技術支援】

1 契約予定期間：2013年8月中旬～2014年1月中旬

2 参加要件

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。
海外における下水セクターに係る調査業務経験を有し、同分野の専任技術者を配置できること。

3 参加資格のない社等

商社、建設業者、本件に関連する資機材製造部門を有するコンサルタント及び本件に関連する資機材メーカー

4 今後の選定プロセス（予定）

- (1) 業務指示書等配布依頼書受付期間：2013年7月3日から2013年7月5日17：00まで
受付時期が遅れる場合は、当機構HPにて告知します。
依頼書は電子メールにて受付いたします。（冒頭留意事項2．参照）
- (2) 業務指示書等ダウンロード期間：2013年7月3日から2013年7月8日23：59まで
上記期間であれば、ダウンロードは土日祝日を含め、24時間可能です。
- (3) プロポーザル提出：2013年7月19日12：00まで
プロポーザル提出期限については、業務指示書に記載のものが最終のものとなります。
- (4) 選定結果通知 : 8月上旬
- (5) 契約交渉 : 8月上旬

5 業務の目的

ウクライナは、首都及び一部の都市圏以外では殆ど下水道の整備がなされていない。首都キエフ市は、人口約270万人を擁し、約80万m³/日の下水処理を、同市郊外のポルトニッチ下水処理場が担っているが、高度処理機能を有さないため栄養塩類の除去が十分に行われていない処理水が、キエフ市民の生活用水を担うドニエプル川へ放流されている。更に、処理後の汚泥についても適切な処理・処分がなされていないため、周辺地域への悪臭被害や地下水汚染を招いている。また、最近では汚泥処理施設の故障によりドニエプル川へ未処理水や汚泥の流入が起これり下流域に多大な汚染被害をもたらしている。現在は応急的な措置がなされているものの、同下水処理場の抜本的な改修、高度処理化、及び汚泥の適切な処理が喫緊の課題となっている。

ウクライナ政府は、国家経済改革計画（2010 - 2014年）にて持続可能な経済開発を目標とし、ソ連時代に整備された老朽化したインフラ改修、中でも下水セクターの改修を優先事項に掲げている。同計画を基に、キエフ市は「キエフ市社会セクター改革プログラム（2010年）」を作成し、ポルトニッチ下水処理場の改修を2014年までに実施することとしている。なお、キエフ市はポルトニッチ下水処理場のブレF/S（2009年）を実施しており、これに基づき、現在ウクライナ政府の事業承認を取るべく実施機関がF/Sを作成している。

この様な背景の下、ウクライナ政府は2012年11月に「ポルトニッチ下水処理場改修事業につき、先方政府作成予定のF/Sを基に円借款を要請した。

本事業は、キエフ市の下水処理場管理を担うキエフ下水道公社（Kiev Voda Kanal(KVK)）を実施機関とし、水処理施設（3系統158万t/day）、汚泥処理施設、汚泥焼却炉（400t/day×3機）を整備するものである。実施機関は、現在、本事業のF/Sの作成に着手しているが、STEPを念頭においた我が国の技術活用性の検討や事業経済性の確認等、案件効果の増大を図るための技術指導や、技術的側面からの案件形成促進が必要となっている。

本件は、実施機関の事業計画案に係る技術面・経済面の検証等を踏まえた技術的な指導・助言を通じて、実施機関のF/S作成の取組みを支援することを目的とする。

6 業務の範囲及び内容

(1) 業務対象地域

ウクライナ キエフ市 ポルトニッチ下水処理場

(2) 相手国対象機関

- ・キエフ市（Kyiv City State Administration）
- ・ウクライナ地方開発省（Ministry of Regional Development, Construction, Housing and Communal Services of Ukraine）
- ・キエフ下水道公社（Public Joint-Stock Company Kyiv vodo kanal）

(3) 業務内容

実施機関がポルトニッチ下水処理場F/Sを策定する能力を向上するために必要な、以下の点に係る技術支援を行う。

- ・水処理、汚泥処理、焼却炉、土木設備に関する我が国の技術の活用にかかる支援
- ・我が国の技術活用時における事業費積算手法に係る支援
- ・先方F/Sと我が国の技術活用時の技術・事業費にかかる比較検討にかかる支援
- ・JICA新環境社会配慮ガイドラインに基づく、環境社会インパクト及び環境社会配慮にかかる支援

- ・実施機関作成のEIAとJICA新環境社会配慮ガイドラインとの整合性にかかる支援
- ・既設下水処理施設による環境社会配慮の有無、緩和策、モニタリング実施にかかる支援

7 成果品等

- (1) インセプションレポート (2013年8月下旬)
- (2) ドラフトファイナルレポート (2013年11月下旬)
- (3) ファイナルレポート (2013年1月上旬)

8 主要な分野及び評価対象予定者

- (1) 総括/下水道施設計画 (評価対象予定者)
- (2) 機械/電気 (評価対象予定者)
- (3) 土木
- (4) 環境社会配慮
- (5) 経済分析

9 特記事項

- ・共同企業体の結成を認める予定

注：本案件概要は予定段階のもので詳細については変更される場合もあります。